

第3章 長期的な目標

1 目指すべき環境像

本県は、「日本のひなた宮崎県」というキャッチフレーズが示すとおり、温暖な気候のもと、豊かな森林や水資源、そこに育まれる多様な動植物など、「太陽と緑の恵み」により素晴らしい環境が育まれています。将来の世代もこの豊かな恵みを享受できるよう、環境を保全し、県民のかけがえのない財産として、将来の世代に引き継いでいくことは、現代を生きる私たちの重大な責務です。

しかしながら、大量生産・大量消費型社会の進展は、私たちに物質的な豊かさや生活の利便性をもたらす一方、地球温暖化や資源の枯渇、生態系の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしてきました。本県においても、すでに気温の上昇、大雨の頻度が増大するとともに、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、人口の偏在などによって、里地や里山などの維持が困難となり、生物多様性が低下するなどの影響が出ています。

このような中、平成 27（2015）年の持続可能な開発目標（SDGs²⁸⁾）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、地球規模の環境の危機を反映した国際的合意が立て続けに行われました。こうした動きは、豊かな自然に恵まれた本県で暮らす私たちにとっても決して無関係ではありません。

環境問題は私たちのあらゆる社会・経済活動から生じていることを強く認識する必要がありますが、幸い本県は、豊かな森林や日照時間、水資源といった環境問題に対処する上で大きな力となる資源に恵まれています。

こうしたことから、この計画においては SDGs の考え方を取り入れ、「太陽と緑の恵み」を最大限に生かしながら、社会・経済の様々な側面から分野横断的に取り組むことにより、経済成長と環境保全が両立した持続可能な地域社会を構築していくこととし、目指すべき環境像を次のとおりとします。

ひと・自然・地域がともに輝く 持続可能なみやざき

²⁸⁾ SDGs（持続可能な開発目標）：ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

2 令和 12（2030）年度の宮崎県の姿

本計画では令和 12（2030）年度に宮崎県が環境分野において次のような姿を実現することを目指します。

脱炭素社会構築に向けた取組をし続けている宮崎県

気候変動への適応を進めるとともに、再生可能エネルギーの導入と徹底した省エネルギーによって、使用エネルギーのグリーン化と最小化が図られ、温室効果ガスの排出量は減少しています。

また、再造林率の向上や森林の適切な管理により二酸化炭素吸収量も確保され、脱炭素社会の構築に向けた取組が着実に前進しています。

循環型社会が定着した宮崎県

廃棄物が適正に処理され、食品ロスの削減など 4 R²⁹⁾（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取組が実践されており、県民、事業者が環境にやさしい循環型社会が定着しています。

大気や水などの環境が保全されている宮崎県

大気環境・水環境保全のための監視・指導や合併処理浄化槽への転換等の促進により、良好な生活環境が保たれるとともに、環境影響評価³⁰⁾により土地開発等の環境負荷が低減されています。

生物多様性が確保されている宮崎県

県民等が生物多様性の保全と持続的な利用の重要性を認識し、多様な森林づくりや自然環境に配慮した環境整備が推進されることにより、森林や河川などの特性に応じた生物多様性が確保されています。

多くの県民が保全活動に参加する宮崎県

学校、家庭、地域、職場における環境教育が推進されることにより、県民が環境に深い理解と関心を持ち、環境に関する意識改革が進み、それが各主体による環境保全活動へとつながっ

²⁹⁾ 4 R：ごみを減らし、循環型社会を形成するための 4 つの R のこと。4 つの R とは① Refuse（リフューズ）：ごみになるものは買わない、断る、② Reduce（リデュース）：ごみの量を減らす、③ Reuse（リユース）：不用になったものを工夫して再度使う、④ Recycle（リサイクル）：資源として再生利用する。

³⁰⁾ 環境影響評価：開発事業を行う前に、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自身が調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民等の意見を聴き、適切な対策を講じることにより、その事業を環境保全の観点からより望ましいものとする制度。環境アセスメントともいう。

ています。

県内各地で環境保全と経済活動がともに活発に行われている宮崎県

県内各地域で、恵まれた自然環境を生かした農林水産業やグリーン・ツーリズム³¹⁾、ワーケーション³²⁾、再生可能エネルギーの地産地消などにより「地域循環共生圏」が形成され、環境保全と経済活動がともに活発に行われています。

3 温室効果ガスの削減目標等

(1) 温室効果ガス削減目標

令和7（2025）年2月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画では、2050年温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けて、平成25（2013）年度比で令和12（2030）年度に46%削減することに加え、新たに令和17（2035）年度には60%、令和22（2040）年度には73%それぞれ削減することを目指すとされています。

このことを踏まえ、本県としても令和17（2035）年度及び令和22（2040）年度までの具体的な対策による削減効果等を積み上げ、温室効果ガス削減目標を以下のとおり設定します。

温室効果ガス削減目標（平成25（2013）年度比）

令和12年度（2030）	50%削減
令和17年度（2035）	72%削減
令和22年度（2040）	83%削減

(2) 部門別温室効果ガス削減目標

各年度の温室効果ガス削減目標を達成するために必要な部門別目標は表3-1のとおりとなります。県全体の削減目標と合わせて、部門別での削減目標も意識して削減対策を進めていきます。

³¹⁾ グリーン・ツーリズム：自然の豊かな農山漁村において、農家民宿などに滞在しながら農林漁業の体験や地域の人たちとの交流を楽しむ滞在型余暇活動のこと。特産品、自然・文化等、地域の豊かさを再認識するとともに、地域活性化の手段としても注目されている。

³²⁾ ワケーション：「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地などで休暇を取りながらテレワークを行う働き方のこと。

表 3-1 部門別温室効果ガス削減目標

部門	2013年度【実績】	2030年度【目標】		2035年度【目標】		2040年度【目標】		
	排出量 ^{※1}	排出量 ^{※1}	2013年度比	排出量 ^{※1}	2013年度比	排出量 ^{※1}	2013年度比	
エネルギー起源CO ₂	産業部門 ^{※2}	4,322	2,710	▲37%	2,053	▲53%	1,829	▲58%
	業務部門	1,980	909	▲54%	463	▲77%	357	▲82%
	家庭部門	2,039	648	▲68%	465	▲77%	235	▲88%
	運輸部門	2,406	1,657	▲31%	1,399	▲42%	1,041	▲57%
非エネルギー起源	廃棄物分野 ^{※3}	189	134	▲29%	161	▲15%	147	▲22%
	農業分野 ^{※3}	1,358	1,281	▲6%	1,142	▲16%	1,084	▲20%
	その他 ^{※4}	360	224	▲38%	173	▲52%	172	▲52%
計 (A)	12,654	7,563	▲40%	5,854	▲54%	4,865	▲62%	
森林等による吸収量 (B)	▲4,568	▲3,555		▲3,611		▲3,530		
吸収量含む合計 (A+B)	8,086	4,008	▲50%	2,243	▲72%	1,335	▲83%	

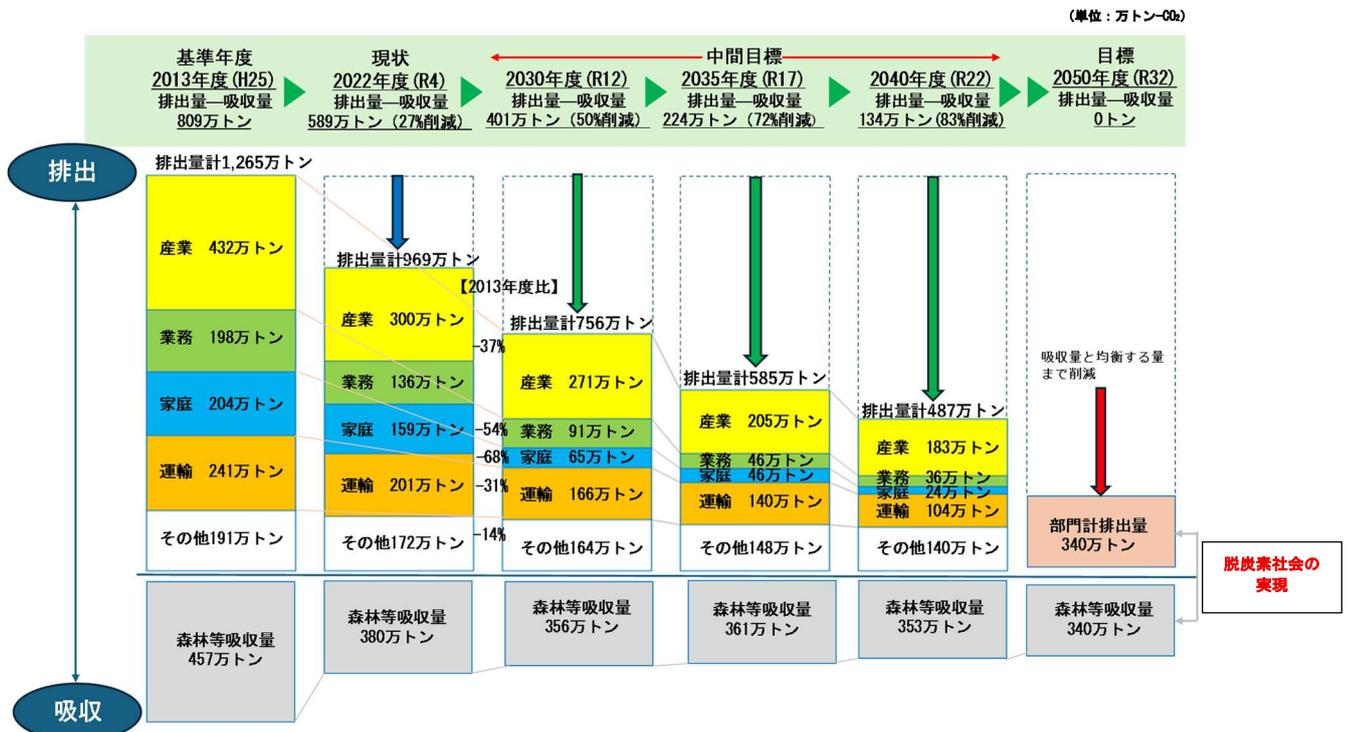
※1 排出量単位は千t-CO₂。

※2 エネルギー転換部門及び廃棄物の原燃料使用等を含む。

※3 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素。

※4 工業プロセス、燃料の燃焼に伴うメタン、一酸化二窒素及び代替フロン等4ガス。

※5 四捨五入の関係で内訳、合計及び目標値が一致しない場合がある。



※四捨五入の関係で内訳、合計及び目標値が一致しない場合がある。

図 13 温室効果ガス削減目標イメージ図

(3) 令和 12 (2030) 年度の再生可能エネルギー導入目標

令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス 50%削減の達成に向け、本県における令和 12 (2030) 年度の再生可能エネルギー導入目標を以下のとおり設定します。

令和 12 (2030) 年度の再生可能エネルギー導入目標

再生可能エネルギー総出力電力 3,600MW

表 3-2 令和 12 (2030) 年度の再生可能エネルギー導入目標 (再エネ種別)

単位：MW

区分	基準年度 [H25]	現況値 [R6]	目標値 (R12 年度)
再生可能エネルギー	1,361	3,062	3,600
太陽光発電	325	1,797	2,198
水力発電	1,002	1,012	1,012
風力発電	0	94	225
バイオマス発電	35	159	163
地熱発電	0	0	2

※四捨五入の関係で内訳、合計及び目標値が一致しない場合がある。

4 施策展開において重要となる視点

令和 6 (2024) 年 5 月に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質³³⁾」が上位の目的に掲げられ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すとされています。

本計画においても、こうした考え方にに基づき、本県の環境施策が環境課題の解決のみならず、経済・社会的な課題の解決や地域の活性化等にも貢献することができるよう、以下の 3 つの視点を持ちながら、分野別の施策・取組を着実に進めていきます。

(1) 「SDGs」と「地域循環共生圏」

ア 「持続可能な開発目標」(SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、SDGs として令和 12 (2030) 年までに達成すべき 17 のゴール及び 169 の

³³⁾ ウェルビーイング／高い生活の質：国民一人ひとりの生活に関係するあらゆる側面、生存・生活の基盤、経済成長、健康福祉などを含む概念を指し、より質の高い生活を目指すということである。

ターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。

SDGs は、複数の課題を統合的に解決するとともに、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出す「マルチベネフィット」を目指すことを特徴としており、今後、環境施策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ、経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

令和6（2024）年に開催された持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム及び国連経済社会理事会ハイレベル・セグメントにおいて「我々は、国家の気候及び開発政策・行動の効果的な実施に向けたシナジーを強化し、世界の気候目標の達成と2030アジェンダの実現に貢献することを約束する」こと等が盛り込まれた閣僚宣言が採択されました。

本計画においてもSDGsの考え方にに基づき、引き続き分野横断的に課題に取り組むことにより、経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会の実現を目指します。



イ 持続可能な地域づくり～地域循環共生圏～（ローカルSDGs）

地域循環共生圏は、地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続ける「自立した地域」を作るとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

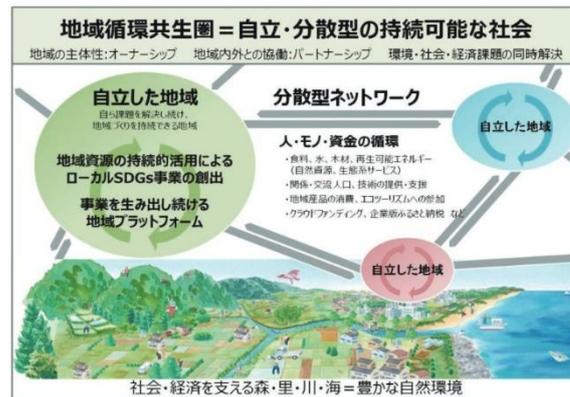
例えば、再生可能エネルギーや里地里山からもたらされるバイオマス³⁴⁾等の自然の恵みを始めとする地域の資源を持続的に活用し、地域の防災力の向上といった社会課題の解決や、地域の経済循環を強くし、雇用や所得を向上させることを通じて、脱炭素や資源循環、自然再興の取組と地域の経済・社会課題の同時解決を進めることで、持続可能な地域づく

³⁴⁾ バイオマス：もともと生態学用語で生物（bio）の量（mass）のこと＝生物体量の意味であるが、今日では、再生可能な生物由来の有機性資源のうち、化石資源を除いたものを指していることが多くなっている。バイオマスの種類としては、木材、食品や紙などの廃棄物、家畜排せつ物、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼による発電や、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

りの構築が図れます。

また、地域循環共生圏は、自立した地域を生み出し、コミュニティの力を回復させることで、地域住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現や、「新たな成長」への貢献が可能となります。

このため、本計画においても、国の提唱する「地域循環共生圏」の考え方にに基づき、各地域がそれぞれの特性・強みを生かした自立・分散型の社会を形成しながら、近隣地域等と広域的なネットワークを形成することで相互に補完し支え合う地域づくりを目指します。



出典：環境省

地域循環共生圏の概念

(2) 国際的な課題への地域での取組 ～気候変動、プラスチックごみ～

近年、気象災害や猛暑などの気候変動リスクが顕在化しており、県民アンケートでも関心のある環境問題として44.2%の方が「気候変動の影響」を挙げています。

令和5（2023）年3月に公表された IPCC 第6次評価報告書統合報告書においては、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないこと、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、考慮されたシナリオ及びモデル化された経路において最良推定値が短期のうちに1.5℃に達する、との見通しが示され、この10年間に行う選択や実施する対策は現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いことも指摘されました。

資源循環の分野では、海洋に流出した海洋プラスチックごみが世界的な課題となっており、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響など様々な問題を引き起こしています。

気候変動、資源循環いずれの問題もグローバルな課題ですが、同時に私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題として取り組む必要があります。

(3) 持続可能な生産と消費を実現する経済システムのグリーン化

第六次環境基本計画では、経済全体を「量から質」「高付加価値」「線形から循環型」なものへと転換し、持続可能な生産と消費を実現すると同時に、労働生産性や賃金の向上にも貢

献し、そのために、外部不経済の内部化など市場の失敗の是正を含めた経済システムのグリーン化を進めるとともに、市場メカニズムを有効に活用しつつ、環境保全に資する国民の創意と工夫、行動変容を促していくことが不可欠であるとしています。

ESG 投資³⁵⁾のように、機関投資家等が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動き等が主流化している潮流を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資など、持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトする環境金融の拡大を図ることが示されています。

本県の環境に関する施策についても、経済システムのグリーン化の視点を持って展開する必要があります。

³⁵⁾ ESG 投資:財務指標に加え、環境 (Environment)・社会 (Social)・ガバナンス (Governance) といった非財務指標に配慮し投資を行うもの。